

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年12月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500270 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500043 号

第 1 結論

昭和 64 年 1 月から平成元年 9 月までの請求期間については、第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 23 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 64 年 1 月から平成元年 9 月まで

私は、請求期間当時の勤務先が社会保険に加入しておらず、入社の際に、年金は個人で加入してほしいと言われていたため、元夫と婚姻していた期間については、第 3 号被保険者として国民年金に加入していた。元夫との離婚（昭和 64 年 1 月）後である請求期間については、離婚届を提出後、A 市役所（現在は、B 市役所）で手続きを行い第 1 号被保険者として国民年金に加入していた。保険料については、同市役所で納付書により 1 万 1,300 円ぐらいを納付していたと思う。勤務先が社会保険に加入（平成元年 10 月）した際は、社長の奥様から、全部会社でやるから、もう個人で年金等を納付しなくてよいと言われたこともよく覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間については、いわゆる第 3 号被保険者の年金記録不整合問題への対応として、オンライン記録において請求者に係る被保険者資格の種別が第 3 号被保険者として取り扱われていた期間（昭和 61 年 4 月から平成元年 9 月まで）の一部（昭和 64 年 1 月から平成元年 9 月まで）を、第 1 号被保険者としての被保険者期間に訂正する事務処理が平成 27 年 10 月 16 日付けで行われ、老齢基礎年金等における時効消滅不整合期間とされている。しかし、請求者は、請求期間当時に被保険者資格の種別を第 1 号被保険者に変更し、請求期間の保険料を納付していたはずである旨の主張をしている。

請求期間は 9 か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間の始期に当たる昭和 64 年 1 月 * 日付けで元夫の被扶養配偶者ではなくなっているため、請求期間において第 3 号被保険者としての要件（第 2 号被保険者の被扶養配偶者）を満たしていなかったこと

となる上、ほかに請求者が厚生年金保険等の被保険者（第2号被保険者）として公的年金制度に加入していた形跡も見当たらない。このため、請求者は、請求期間当時において、第1号被保険者として国民年金に加入する状況であったことがうかがえ、これは請求者の主張のとおりである。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料について、毎月納付していたのか、まとめて納付していたのか、はっきりとは覚えていないとしているため、保険料の納付状況の詳細は不明であるほか、請求者が記憶する金額（1万1,300円ぐらい）は、請求期間当時の保険料月額（昭和63年度は7,700円、平成元年度は8,000円）とは相違し、仮に複数月分の保険料をまとめて納付したとしても、請求者が記憶する金額と一致しない。

また、請求者が所持する年金手帳によると、その「国民年金の記録（1）」欄においては、前記の被保険者資格の種別が訂正される前のオンライン記録と同様、請求期間が含まれる昭和61年4月から平成元年9月までについて、継続して第3号被保険者として国民年金に加入していたことが記載されており、請求期間について、当時、第1号被保険者として国民年金に加入し、保険料が納付されていた事情をうかがい知ることができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求期間における被保険者資格の種別については、請求者に対して昭和53年6月頃に払い出されていた国民年金手帳記号番号に基づいて、当時、管理されていたところ、請求期間において、これ以外の別の国民年金手帳記号番号が請求者に払い出され、第1号被保険者として国民年金に加入していた形跡も見当たらない。

加えて、前記のとおり、請求期間当時、第3号被保険者として取り扱われていた請求者に対し、請求期間の保険料に係る納付書が作成されたとは考え難いことを踏まえると、第1号被保険者として請求期間の保険料が納付されていたと推認する事情が見いだせない。

このほか、請求者が第1号被保険者として請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が第1号被保険者として請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500281号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500044号

第1 結論

昭和44年*月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年*月から昭和47年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私が20歳に達した昭和44年*月に母親が行い、保険料についても、私が婚姻(昭和46年11月挙式)するまで母親が納付してくれていた。婚姻後の昭和46年12月頃からの保険料については、私が夫の分と一緒にA市役所で毎月納付しており、夫の分のみが納付済みとされているのはおかしい。

また、私は、国民年金手帳を2冊所持していたことを覚えているが、現在、請求期間後に関する国民年金手帳の1冊しか所持しておらず、請求期間当時に保険料を納付していたことが分かる国民年金手帳は廃棄してしまった。この国民年金手帳を廃棄してしまった期間と同期間の年金記録が未納とされているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の婚姻前の保険料を納付してくれていたとする母親及び請求者が婚姻後に自身の保険料と一緒に保険料を納付していたとする夫の納付記録を見ると、国民年金の加入期間において保険料の未納はないため、請求者及びその母親は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和47年5月又は同年6月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、その際に、昭和44年*月(20歳到達時)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期以後において、請求者は、請求期間のうち、昭和45年4月から昭和47年3月までの保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

2 婚姻前の時期に母親に保険料を納付してもらっていたとする請求者の主張に関して、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間のうちの大半に当たる婚姻前の保険

料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっており、請求者の加入手続及び婚姻前の時期の保険料納付状況の詳細は不明である。

- 3 請求者に係る国民年金の加入手続が初めて行われた時期に関して、請求者は、自身の国民年金に係る被保険者資格の取得日は20歳に達した日とされており、この頃に母親が加入手続を行ってくれていた旨の陳述をしているものの、国民年金の被保険者資格の取得日については、通常、加入手続が行われた日を記録するのではなく、法定要件に該当した日（本件においては、20歳到達時）を記録する事務処理を行うこととされているため、被保険者資格の取得日と加入手続時期は必ずしも一致しない。

また、請求期間当時の制度においては、原則、加入手続が初めて行われた際に被保険者に対して国民年金手帳記号番号が付番され、当該被保険者は、その番号に基づいて保険料を納付する取扱いであったところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が重複して払い出された形跡は見当たらないため、請求者に係る国民年金の加入手続は、婚姻後の昭和47年5月又は同年6月頃に初めて行われたものとみられる。

さらに、請求者は、請求期間当時に保険料を納付していたことが分かる国民年金手帳を廃棄してしまったが、過去に所持していた記憶がある旨の陳述をしているものの、上述のとおり、請求期間当時に加入手続が行われておらず、国民年金に未加入であった請求者に対して、請求期間当時に国民年金手帳が発行されていたとは考え難いほか、請求者が現在所持している国民年金手帳の発行日は、「昭和47年6月15日」と記載されており、これは、上述の請求者の加入手続が初めて行われたものとみられる時期とも一致し、不自然さは見当たらない。

したがって、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、請求者及びその母親は、請求期間の保険料を現年度保険料として納付することができなかったものと考えられる。

- 4 婚姻後の時期に保険料を納付していたとする請求者の主張に関して、請求者は、請求期間のうち、婚姻後の昭和46年12月頃から昭和47年3月までについて、自身が夫婦の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、年金記録では夫の保険料のみが納付済みとされていることに強い疑念を抱いている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、夫の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月頃に払い出されているため、夫については、国民年金に婚姻前から継続して加入しており、上述のとおり、請求期間当時に国民年金に未加入であった請求者とは加入時期及び加入状況が異なっている。

また、A市の国民年金被保険者名簿において、請求者及びその夫の住所地を見比べると、請求者の住所欄には、1段目に婚姻直後の最初の住所地、2段目に婚姻後の2番目の住所地（昭和48年12月13日付け変更）が記載されているのに対し、夫の住所欄には、1段目に婚姻前の実家の住所地、2段目に婚姻後の2番目の住所地（昭和48年12月13日付け変更）が記載されているため、請求者及びその夫の国民年金における住所地は、昭和48年12月13日に初めて同一住所地に変更されている。

あわせて、夫及び夫の婚姻前の同居者（請求者の義母及び義兄）の納付記録を見比べると、その納付日は、婚姻前のみならず、婚姻後しばらくの間（昭和 48 年 9 月まで）は、引き続き同一年月日とされており、夫については、昭和 48 年 9 月までの保険料が婚姻前の同居者と共に納付されていた状況がうかがえる。これに対し、請求者及びその夫の納付記録を見比べると、請求期間直後の昭和 47 年度の保険料については、その納付日は、いずれも異なっており、昭和 48 年度の保険料については、請求者の当該年度 1 年分の保険料が昭和 49 年 1 月 28 日付けで納付されており、その納付日は、夫の当該年度の後半（昭和 48 年 10 月から昭和 49 年 3 月まで）の保険料の納付日と同日であるため、請求者及びその夫の保険料の納付日は、昭和 49 年 1 月 28 日付けの納付において初めて一致している。

これらのことを考え合わせると、請求者は、昭和 49 年 1 月 28 日付けの保険料の納付以降に関する記憶を、婚姻直後の保険料の納付であったと時期を取り違えている可能性がうかがわれ、請求期間のうち、昭和 46 年 12 月頃から昭和 47 年 3 月までについて、夫の保険料が納付されていることをもって、請求者の当該期間の保険料が一緒に納付されていたと推認することはできない。

- 5 上述の加入手続時期を基準とした場合の保険料の納付に関して、請求期間のうち、昭和 44 年*月から昭和 45 年 3 月までの保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和 45 年 4 月から昭和 47 年 3 月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、請求期間に係る保険料を遡って納付した記憶はない旨の陳述をしていることから、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として遡って納付していたと推認する事情までは見いだせない。

- 6 A市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄においても、オンライン記録と同様、請求者及びその母親が請求期間の保険料を納付していた形跡は確認できない。

また、請求者及びその母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 7 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500282号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500045号

第1 結論

昭和56年9月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年9月から平成元年3月まで

私は、請求期間において、元夫と婚姻中であり、国民年金の加入手続については、私が会社を退職した際に元夫が区役所で行い、保険料については、夫婦で2万円よりは少ない金額を納付してくれていたと思う。元夫とは、現在、連絡を取っていないので、保険料の納付方法等の詳細は不明であるが、元夫の保険料の納付状況から、私の保険料が納付されていた状況が分かるかもしれないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料の納付については、元夫が行った旨陳述しているところ、オンライン記録並びに国民年金記号番号払出簿並びにA市の国民年金保険料検認状況一覧表及び国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和56年9月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、元夫は、当該加入手続後において、請求期間のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとする元夫とは連絡を取っていない旨陳述していることから、請求者に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の平成元年7月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われたものとみられる。このため、請求者は、請求

期間当時において、国民年金に未加入であったことから、元夫は、請求期間の保険料を現年度保険料として納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 56 年 9 月から昭和 62 年 3 月までの保険料については、上述の加入手続時期において、既に 2 年の時効が成立しており、元夫は、当該期間の保険料を遡って納付することができなかつたものとみられる。

加えて、請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、元夫が遡って保険料を納付したことがあるかどうか分からない旨陳述していることを踏まえると、元夫が当該期間の保険料を過年度保険料として遡って納付していたと推認する事情までは見いだせない。

その上、請求者は、元夫の年金記録を見てもらえば、自身の保険料が納付されていたことが分かるかもしれない旨陳述しているところ、元夫に係るオンライン記録並びに A 市の国民年金保険料検認状況一覧表及び国民年金被保険者名簿の記録状況を確認したものの、いずれにおいても請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたと推認できる事情はうかがえず、請求者に係る A 市の国民年金保険料検認状況一覧表及び国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、元夫が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500317号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500046号

第1 結論

昭和55年5月から昭和57年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年5月から昭和57年8月まで

私は会社を退職する際、国民年金に必ず加入するように言われていたので、昭和55年6月にA市B区役所で加入手続を行った。その際に交付された年金手帳を紛失したため、年金手帳の再交付申請を行うことを条件に仮の年金手帳(色は覚えていないが、中に「仮」が記載されていたと記憶。)の交付を受けたが、仮の年金手帳も再交付を受けた年金手帳も紛失してしまった。

再交付を受けた年金手帳には、国民年金に関する記載がなく不審に思っていたため、ねんきん定期便が届くたびに、日本年金機構に照会したが返答がない。

請求期間は、毎月、バイクでB区役所へ行き、手書きの振込用紙により月額4,000円程度の保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が記憶する保険料月額4,000円程度は、請求期間のうち、昭和55年度及び昭和56年度当時の保険料月額におおむね一致している。

しかしながら、請求者は、昭和55年6月にA市B区で国民年金加入手続を行い、その際に交付された年金手帳を紛失したため、仮の年金手帳の交付を受け、その後再交付された年金手帳には国民年金に関する記載がなかったが、請求期間の保険料は仮の年金手帳及び再交付された年金手帳により納付したと陳述しているところ、
i) 仮の年金手帳の交付について、日本年金機構C事務センターは、請求期間当時、A市において仮の年金手帳の交付は行っていないとしており、A市は、行っていたとの確認はできないとしていること、
ii) 再交付を受けた年金手帳に国民年金に関する記載がなかったことについて、日本年金機構C事務センターは、通常は国民年金の加入手続を行ったのに年金手帳の記載が欠落することは考え難いとしていることから、請求者が昭和55年6月に国民年金の加入手続を行ったとする事情を見いだすことはできない。

また、請求者は、請求期間に係る保険料の納付方法について、昭和 57 年度については記憶していないが、昭和 55 年度及び昭和 56 年度については、i) 高額であったため分割納付を依頼したこと、ii) 1 年分の振込用紙（白紙）をホッチキスでとめたものが交付され、表紙には 1 年分の納付すべき金額が記載されていたこと、iii) 毎月納付する際には、振込用紙に自身で手書きにより金額を記載したと陳述しているところ、A 市は、請求期間当時、このような取り扱いをしていたかは不明である旨の回答をしている上、同市の請求期間当時における保険料の納付周期は 3 か月単位であり、請求者の記憶は当時の状況と異なる点があること、及び上述の年金手帳の交付における請求者の一連の陳述内容を踏まえると、請求者が請求期間の保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 10 月に D 町（現在は、E 市）において妻と連番で払い出されており、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に国民年金の被保険者資格取得日を直近の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 61 年 2 月 1 日とする事務処理が行われたものと推認される。このため、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。